

議案第150号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「

等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ中継室
-------	---

	陸上競技場ラジオ中継室
	陸上競技場大型映像装置
	陸上競技場写真判定室
	補助競技場
	運動広場
	野球場
	野球場照明施設
	野球場会議室
	野球場シャワー室
	野球場ロッカー室
	屋内野球練習場
	水泳プール
	サッカー場
	サッカー場照明施設
	釣池

」

を

「

等々力緑地	テニスコート
	テニスコート照明施設
	陸上競技場
	陸上競技場照明施設
	陸上競技場第1特別室
	陸上競技場第2特別室
	陸上競技場第3特別室

陸上競技場第4特別室  
陸上競技場会議室  
陸上競技場シャワー室  
陸上競技場ロッカー室  
陸上競技場関係者室  
陸上競技場練習室  
陸上競技場多目的室  
陸上競技場放送室  
陸上競技場テレビ・ラジオ中継室  
陸上競技場大型映像装置  
陸上競技場写真判定室  
補助競技場  
運動広場  
野球場  
野球場照明施設  
野球場会議室  
野球場シャワー室  
野球場ロッカー室  
屋内野球練習場  
水泳プール  
サッカー場  
サッカー場照明施設  
釣池

に改める。

第6条第2項の表中

「

陸上競技場 陸上競技場第 1 特別室 陸上競技場第 2 特別室 陸上競技場会 議室 陸上競技場シ ャワー室 陸上競技場ロ ッカー室 陸上競技場放 送室 陸上競技場テ レビ中継室 陸上競技場ラ ジオ中継室 陸上競技場大 型映像装置 陸上競技場写 真判定室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができる。ただし、 第18条の2 第1項に規定 する指定管理 者が管理を行 う有料施設に あつては、当 該指定管理者 は、必要に応 じ、あらかじめ市長の承認 を得て、同欄 の供用期間、 供用時間及び 休場日を変更 することがで きる。
--	--------------------	---	-----------------------------	---

」

を

「

陸上競技場	1月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあつては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
陸上競技場第1特別室	12月31日まで	午後5時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)	翌年の1月4日までの日	
陸上競技場第2特別室				
陸上競技場第3特別室				
陸上競技場第4特別室				
陸上競技場会議室				
陸上競技場シャワー室				
陸上競技場ロッカー室				
陸上競技場関係者室				
陸上競技場練習室				
陸上競技場多目的室				
陸上競技場放送室				
陸上競技場テレビ・ラジオ中継室				
陸上競技場大型映像装置				
陸上競技場写				

真判定室			
------	--	--	--

に改める。

第8条第1項の表中

陸上競技場	1箇所 1回 (4時間以内)	13,000円	1人1回	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円
陸上競技場 照明施設	1回 (1時間以内)	全点灯	51,000円	
		4分の3点灯	38,000円	
		2分の1点灯	25,000円	
		4分の1点灯	12,000円	
陸上競技場 第1特別室	同 (4時間以内)	18,000円		

を

陸上競技場	1箇所 1回 (4時間以内)	26,000円	1人1回	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円
陸上競技場 照明施設	1回 (1時間以内)	全点灯	102,000円	
		4分の3点灯	76,500円	
		2分の1点灯	51,000円	
		4分の1点灯	25,500円	
陸上競技場 第1特別室	1箇所 1回 (4時間以内)	18,000円		

に、

「

陸上競技場 会議室	1箇所 1回 (同)	1,000円		
--------------	---------------	--------	--	--

」

を

「

陸上競技場 第3特別室	同 (同)	13,000円		
陸上競技場 第4特別室	1回 (同)	24,000円		
陸上競技場 会議室	1箇所 1回 (同)	6,000円		

」

に、

「

陸上競技場 ロッカー室	同	1,000円		
陸上競技場 放送室	1回 (4時間以内)	3,000円		
陸上競技場 テレビ中継室	1箇所 1回 (同)	6,000円		
陸上競技場 ラジオ中継室	1回 (同)	3,000円		
陸上競技場 大型映像装置	1日1回	50,000円		
陸上競技場 写真判定室	同	18,000円		

」

を

「

陸上競技場 ロッカー室	同	3,000円		
陸上競技場 関係者室	1箇所 1回 (4時間以内)	10,000円		
陸上競技場 練習室	同 (同)	4,000円		
陸上競技場 多目的室	同 (同)	6,000円		
陸上競技場 放送室	1回 (同)	3,000円		
陸上競技場 テレビ・ラ ジオ中継室	1箇所 1回 (同)	6,000円		
陸上競技場 大型映像装置	1箇所 1日1回	50,000円		
陸上競技場 写真判定室	1日1回	18,000円		

」

に改め、同表備考第2項中「使用して」を「利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して」に改め、「おける」の次に「当該有料施設の」を加え、「入場料収入総額」を「当該有料施設の当該料金収入総額」に改め、同表備考第3項中「使用料に」の次に「1箇所」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の条例第8条第1項の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお



従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

等々力緑地の陸上競技場練習室等を新設することに伴い当該施設を有料で利用させる公園施設とし、及び陸上競技場等の専用使用料を改定するため、この条例を制定するものである。